

平成28年度障害者総合支援法・児童福祉法に基づく集団指導(H28.12.13)資料

しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし
障がい者の虐待防止について



さっぽろし ほけんふくしきよく しょう ほけんふくしぶ しょう ふくしか
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

さっぽろし しょう しゃぎゃくたい たいおう

2 札幌市の障がい者虐待への対応

さっぽろし つうほう そうだんまどぐち

3 札幌市の通報・相談窓口

ねんど じょうきょう

4 27年度の状況

ねんど かみはんき がつ がつ じょうきょう

5 28年度上半期(4月から9月)の状況

ぎゃくたい じれい

6 虐待の事例

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

がいよう

(1) 概要

しょう

しゃぎゃくたい

ア 障がい者虐待とは

ようごしゃ

しょう

しゃぎゃくたい

① 養護者による障がい者虐待

しょうがいしゃ

ふくし

しせつ

じゅうじしゃとう

しょう

しゃぎゃくたい

② 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

しょうしゃ

しょう

しゃぎゃくたい

③ 使用者による障がい者虐待

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃとう

※ 障害者福祉施設従事者等とは

しょうがいしゃ ふくししせつ しょうがいしゃふくし じぎょう かか

障害者福祉施設・障害福祉サービス事業に係る

ぎょうむ じゅうじ もの しょうがいしゃ そうごう しえんほう

業務に従事する者(障害者総合支援法)



しょうがいしゃ そうごうしえんほう

きてい

きよじゅう

障害者総合支援法に規定していない居住サービス

しょうがいしゃ じゅうたく

ようごしゃぎゃくたい

とりあつか

(障害者住宅など) ⇒ 養護者虐待の取扱いとなる。

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

しょう しやぎゃくたい るいけい

イ 障がい者虐待の類型

しんたいてき ぎゃくたい

① 身体的虐待

せいてき ぎゃくたい

② 性的虐待

しんりてき ぎゃくたい

③ 心理的虐待

ほうき ほうにん

④ 放棄・放任(ネグレクト)

けいざいてき ぎゃくたい

⑤ 経済的虐待

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎゃくたい るいけい

イ 障がい者虐待の類型

しんたいてき ぎゃくたい

① 身体的虐待

ぼうりよく たいばつ しんたい きず いた あた

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える

こうい しんたい しば かじょう とうやく しんたい

行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の

うご よくせい こうい

動きを抑制する行為。

ぐたいてき れい

(具体的な例)

ひらて う なぐ

平手打ち、殴る、ける、つねる、
ふよう くすり の
不用な薬を飲ませるなど

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎゃくたい るいけい

イ 障がい者虐待の類型

せいてき ぎゃくたい

② 性的虐待

せいてき こうい

きょうよう ひょうめんじょう どうい

性的な行為やその強要(表面上は同意しているよう

みほんしん どうい みきわ ひつよう

に見えても、本心からの同意かどうか見極める必要が

ある)。

ぐたいてき れい

(具体的な例)

はだか

ことば い

裸にする、キスする、わいせつな言葉を使うなど

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎゃくたい るいけい

イ 障がい者虐待の類型

しんりてき ぎゃくたい

③ 心理的虐待

おど ぶじょく ことば たいど むし いや

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなど

せいしんてき くつう あた

によって精神的に苦痛を与えること。

ぐたいてき れい

(具体的な例)

どな わるぐち い なかま い こ あつか

怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いにするなど

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎゃくたい るいけい

イ 障がい者虐待の類型

ほうき ほうにん

④ 放棄・放任(ネグレクト)

しょくじ はい にゆうよく せんたく しんぺん せわ

食事や排せつ、入浴、洗濯などの身の世話を

かいじょ ひつよう ふくし いりよう きょういく

介助をしない。必要な福祉サービスや医療や教育を

う しょう しゃ せいかつ かんきょう

受けさせないなどによって障がい者の生活環境や

しんたい せいしん じょうたい あつか ふとう ほじ

身体・精神状態を悪化、または不当に保持しないこと。

1 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎやくたい るいけい

イ 障がい者虐待の類型

けいざい てき ぎやくたい

⑤ 経済的虐待

あいて どうい

ざいさん

相手の同意なしに(あるいはだますなどして)財産

ねんきん ちんぎん つか かって うんよう ほんにん きぼう

や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望

きんせん しょう りゆう せいげん

する金銭の使用を理由なく制限すること。

ぐたいてき れい

(具体的な例)

ねんきん ちんぎん わた どうい ざいさん よちよきん しょぶん

年金や賃金を渡さない、同意なく財産や預貯金を処分など

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎゃくたい るいけい

イ 障がい者虐待の類型

りょう しゃ どうし

ひがい はっせい

※ 利用者同士のケンカにより被害発生



しせつ しょくいん てきせつ たいおう おこ

施設職員が適切な対応を行っていないとき

しせつ しょくいん ほうき ほうにん

→施設職員による放棄・放任(ネグレクト)が

にんてい ばあい

認定される場合がある。

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎゃくたい はんだん あ

ウ 障がい者虐待の判断に当たってのポイント

- ぎゃくたい じかく と
・虐待をしているという「自覚」は問わない。
- しょう しゃ ほんにん じかく と
・障がい者本人の「自覚」は問わない。
- おや かぞく いこう ほんにん こと ばあい
・親や家族の意向が本人ニーズと異なる場合がある。

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

(2) 法が施行されて変わったこと

ア 通報義務の開始

しょう しょうがいしゃ ぎゃくたい う おも しょう しゃ はっけん もの
「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、
すみ つう ほう

速やかにこれを通報しなければならない。」



ぎゃくたい はんだん たいおう つづ
虐待がなかったと判断されるまでは対応が続く。

1 障害者虐待防止法について

(2) 法が施行されて変わったこと

イ 公益通報による不利益取扱いの禁止

「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、
しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう しょう しゃぎゃくたい つうほう さまた
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げる
かいしゃく ほうだい じょうだい こう
ものと解釈してはならない。」(法第16条第3項)

「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を
おこ じゅうじしゃ とう つうほう とう りゆう かいこ た
行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他
ふりえき とりあつ う ほうだい じょうだい こう
不利益な取扱いを受けない。」(法第16条第4項)

1 障害者虐待防止法について

(2) 法が施行されて変わったこと

ウ 市町村の役割と責務

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう しょう しゃぎゃくたい
※障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について

つうほう とどけで う ばあい じじつ かくにん とう
・通報または届出を受けた場合の事実確認等

つうほう とどけで う ばあい とどうふけん ほうこく
・通報または届出を受けた場合の都道府県への報告

しょうがいしゃ ふくし しせつ しょうがいふくし じぎょう とう てきせい
・障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等の適正な

うんえい かくほ む しゃかいふくほう しょうがいしゃ そうごう しえんほう
運営の確保に向けた社会福祉法または障害者総合支援法

きてい けんげん こうし
に規定する権限の行使

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

1 障害者虐待防止法について

(2) 法が施行されて変わったこと

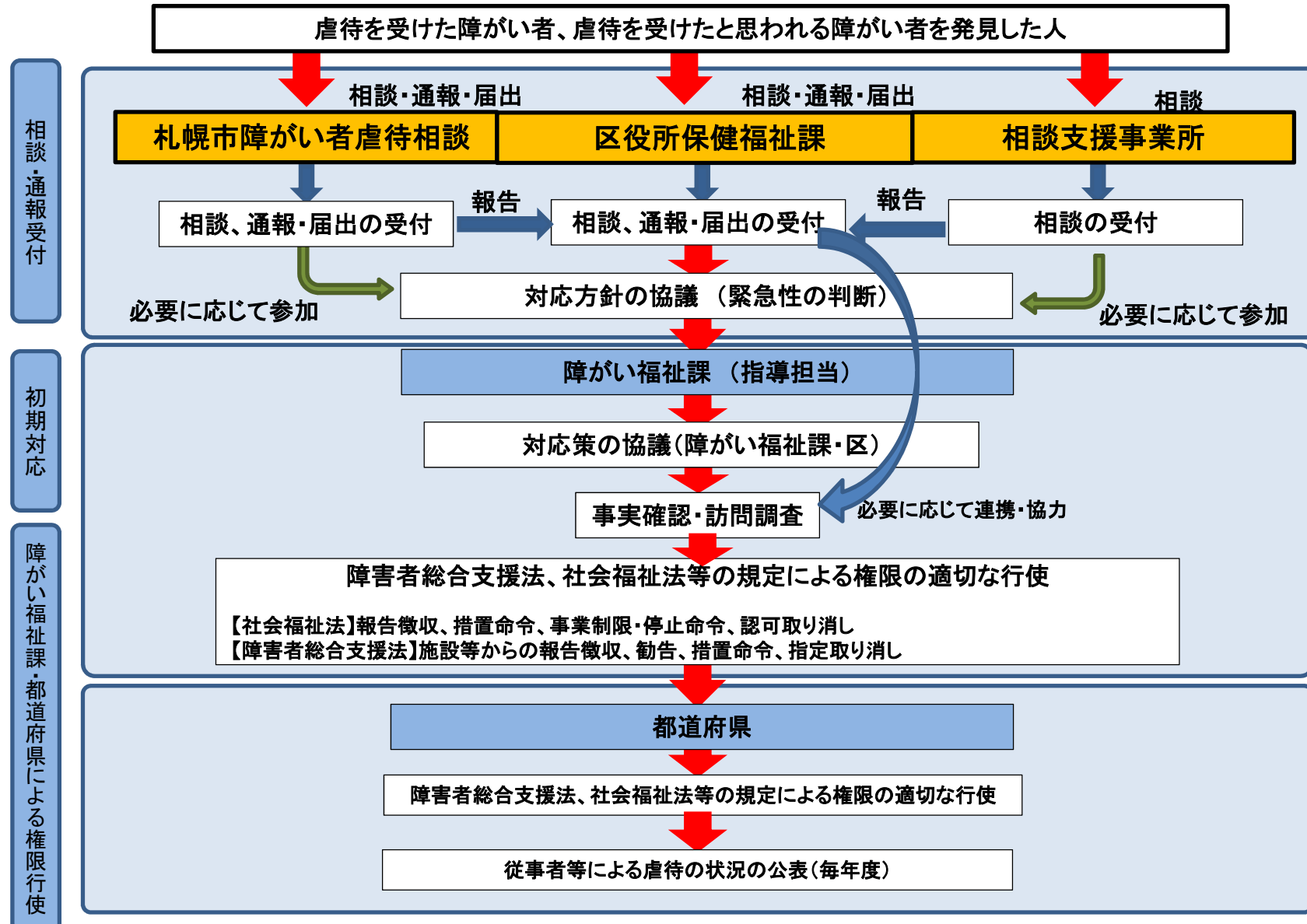
エ 保健・医療・福祉等関係者の責務

しょうがいしゃ ふくし しせつ せつちしゃ とう
※障害者福祉施設の設置者等

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう けんしゅう じっし くじょう しょり
障害者福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理
たいせい せいび た しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ とう
体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による
ぎゃくたい ぼうし とう そ ち こう
虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

2 札幌市の障がい者虐待への対応

※ 障害者福祉施設従事者による障がい者虐待の例



さっぽろし つうほう そうだん まどぐち

3 札幌市の通報・相談窓口

つうほう そうだん まどぐち

(1) 通報・相談窓口

さっぽろし しょう しゃぎやくたい そうだん

ア 札幌市障がい者虐待相談

かく くやくしよ ほけん ふくしか

イ 各区役所保健福祉課

いたく そうだん しえん じぎょうしよ しない しょ

ウ 委託相談支援事業所（市内20か所）

さっぽろし つうほう そうだん まどぐち

3 札幌市の通報・相談窓口

さっぽろし しょう しゃぎゃくたいそうだん

(2) 札幌市障がい者虐待相談

さっぽろし しゃかい ふくし きょうぎかい いたく
札幌市社会福祉協議会に委託

せっち ばしょ

ア 設置場所

ちゅうおうく おおどおりにし ちょうめ さっぽろし しゃかい ふくし そうごう かい
中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階
でんわばんごう ばんごう

電話番号 632-7021 ファックス番号 613-5486

メール: gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp

まどぐち じかん

イ 窓口時間

9:00~19:00 (土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)
ど にちようび しゅくさいじつ ねんまつねんし のぞ

じょうき じかंगाい きんきゅうれんらくさき

※ 上記時間外の緊急連絡先 (NPO法人に委託)

でんわ ばんごう

電話番号 080-5723-0200

ねんど じょうきょう 4 27年度の状況

へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ
(平成27年4月～平成28年3月)

つうほう とどけでとう けんすう (1) 通報・届出等の件数

じつけんすう けん
ア 実件数 **213** 件

うちわけ
イ 内訳

つうほう とどけでしゃべつ ちょうふく たんい けん
(通報・届出者別) ※重複あり (単位:件)

ほんにん 本人	かぞく 家族	きんりんじゅみん 近隣住民	じぎょうしょ 事業所	けいさつ 警察	ほ その他
30	13	4	16	112	38

ねんど じょうきょう 4 27年度の状況

ぎやくたい しゅるいべつ ちょうふく たんい けん
 (虐待種類別) ※重複あり (単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
133	6	75	7	33

ぎやくたいしゃべつ たんい けん
 (虐待者別) (単位:件)

ようごしゃ 養護者	しせつじゅうじしゃとう 施設従事者等	しょうしゃ 使用者
144	35	34

ひぎやくたいしゃ しゅ しょう たんい けん
 (被虐待者) ※主たる障がい (単位:件)

しんたいしょう 身体障がい	ちてきしょう 知的障がい	せいしんしょう 精神障がい	ふめい 不明
34	48	127	4

4 27年度の状況

(2) 虐待があったと判断した件数 **29件**

ぎゃくたい しゅるいべつ はんたん けんすう けん たんい けん

(虐待種類別) ※重複あり (単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
11	2	13	2	11

(虐待者別) (単位:件)

ようごしゃ 養護者	しせつじゅうじしゃ 施設従事者等	しょうししゃ 使用者
13	2	14

(被虐待者) ※主たる障がい (単位:件)

しんたいしょう 身体障がい	ちてきしょう 知的障がい	せいしんしょう 精神障がい
5	14	10

5 28年度の状況 ねんど じょうきょう (平成28年4月～平成28年9月) へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ

(1) 通報・届出等の件数 つうほう とどけでとう けんすう

ア 実件数 じつけんすう けん **88** 件

イ 内訳 うちわけ

(通報・届出者別) つうほう とどけでしゃべつ

たんい けん
(単位：件)

<small>ほんにん</small> 本人	<small>かぞく</small> 家族	<small>きんりんじゅうみん</small> 近隣住民	<small>じぎょうしょ</small> 事業所	<small>けいさつ</small> 警察	<small>た</small> その他
9	2	1	9	50	17

5 28年度の状況 ねんど じょうきょう (平成28年4月～平成28年9月) へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ

ぎやくたい しゅるいべつ ちようふく たんい けん
 (虐待種類別) ※重複あり (単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
58	2	15	4	17

ぎやくたいしゃべつ たんい けん
 (虐待者別) (単位:件)

ようごしゃ 養護者	しせつじゅうじしゃとう 施設従事者等	しょうしゃ 使用者
58	17	13

ひぎやくたいしゃ しゅ しょう ちようふく たんい けん
 (被虐待者) ※主たる障がい ※重複あり (単位:件)

しんたいしょう 身体障がい	ちてきしょう 知的障がい	せいしんしょう 精神障がい	ふめい 不明
9	22	56	5

5 28年度の状況 ねんど じょうきょう (平成28年4月～平成28年9月) へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ

(2) 虐待があったと判断した件数 ぎゃくたい はんだん けんすう けん 8件

ぎゃくたい しゅるいべつ ちょうふく たんい けん
 (虐待種類別) ※重複あり (単位:件)

<small>しんたいてき</small> 身体的	<small>せいてき</small> 性的	<small>しんりてき</small> 心理的	<small>ほうき ほうにん</small> 放棄・放任	<small>けいざいてき</small> 経済的
2	1	2	0	4

ぎゃくたいしやべつ たんい けん
 (虐待者別) (単位:件)

<small>ようごしゃ</small> 養護者	<small>しせつじゅうじしゃとう</small> 施設従事者等	<small>しょうしゃ</small> 使用者
2	4	2

ひぎゃくたいしや しゅ しょう たんい けん
 (被虐待者) ※主たる障がい (単位:件)

<small>しんたいしょう</small> 身体障がい	<small>ちてきしょう</small> 知的障がい	<small>せいしんしょう</small> 精神障がい
1	3	4

6 虐待の事例

ようごしゃ ぎゃくたい じれい

(1) 養護者虐待の事例

ちてき しょう じよせい だい つうほうしゃ けいさつ
・知的障がい女性(30代) 通報者～警察

きんりん じゅうみん つうほう けいさつ とうちやく おっと ほんにん うまの
⇒近隣住民からの通報により警察が到着したところ、夫が本人に馬乗りになっ
がんめん おうだ ほんにん お ぼうこう ふ
て、顔面を殴打し、本人を押さえつける暴行を振るっていた。

しんたいしょう じよせい だい つうほうしゃ しょうがいふくし じぎょうしゃ
・身体障がい女性(10代) 通報者～障害福祉サービス事業者

ほんにん せいかつかいご つうしょ さい かお は じぎょうしょ しょくいん ほんにん
⇒本人が生活介護に通所した際、顔が腫れていたため事業所職員が本人に
かくにん ははおや なぐ かいとう じぎょうしょ つうほう
確認したところ、「母親に殴られた」と回答。事業所から通報した。

ちてき しょう じよせい だい つうほうしゃ ほんにん
・知的障がい女性(40代) 通報者～本人

ほんにん くやくしょ らいしょ おっと とうぶ なぐ じたく かえ
⇒本人が区役所に来所し、「夫に頭部を殴られた。もう自宅に帰りたくない。」
と訴えた。

ぎやくたい じれい

6 虐待の事例

しょう しゃ ふくし しせつ じゅうじしゃ ぎやくたい じれい

(2) 障がい者福祉施設従事者虐待の事例

せいしん しょう じよせい だい つうほうしゃ べん ご し
・精神障がい女性(50代) 通報者～弁護士

ほんにん りょう せいてき ひがい う せいてき しんりてき ぎやくたい
⇒本人が利用していたヘルパーに性的被害を受けた(性的・心理的虐待)。

ちてき しょう にゆうしょしゃ めい つうほうしゃ しせつしょくん
・知的障がい入所者10名 通報者～施設職員

しえんいん にゆうしょしゃ あずか きん かくにん おこ きんせん ふんしつ
⇒支援員が入所者の預り金の確認を行ったところ、金銭の紛失があり、
しせつない き と ちょうさ おこ しせつしょくいん む と はんめい
施設内で聞き取り調査を行ったところ、施設職員の抜き取りが判明した。

しょういしゃ ぎやくたい じれい

(3) 使用者虐待の事例

ちてき しょう だんせい だい つうほうしゃ ちじん
・知的障がい男性(20代) 通報者～知人

しょくば しょう しゃ ほか じゅうぎょういん やく た じゃま
⇒職場の障がい者が他の従業員から「役に立たない。」「邪魔だ。」などと
ことば ぼうりよく う しょう しゃ ぎやくたいそうだん つうほう
言葉の暴力を受けていると障がい者虐待相談に通報があった。

○ さいご 最後に

しょう しゃぎゃくたい たいおう もんだい しんこくか まえ そうき
◎ 障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に
はっけん たいおう さいはつぼうし つと じゅうよう
発見・対応し再発防止に努めることが重要。

ぎょうむ ちゅう ぎゃくたい う うたが かた き
◎ 業務中に、虐待を受けている疑いのある方に気づいた
ばあい すみ じじつ かくにん おこ さつぼろし しょう ふくし
場合、速やかに事実確認を行うとともに、札幌市障がい福祉
か そうだん でんわ ばんごう
課にご相談ください(電話番号 211-2936)。

ぎゃく ぎゃくたい さつぼろし しょう ふくしか れんらく
◎ また、逆に、虐待について札幌市障がい福祉課から連絡が
ばあい じんそく せいじつ たいおう つと
あった場合、迅速かつ誠実な対応に努めてください。

さんこう しりょう

○ 参考資料

しょうがいしゃ ふくし しせつとう

しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし たいおう

- ◎ **障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の
てび へいせい ねん がつ こうせいろどうしょう さくせい
手引き(平成28年4月 厚生労働省作成)**

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121001.pdf>

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう けんしゅう

へいせい ねん

- ◎ **わかりやすい障害者虐待防止法研修テキスト(平成28年
がつ ほっかいどう しょう しゃ ほけんふくしか さくせい
1月 北海道障がい者保健福祉課作成)**

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/touzisyamuke-kennsyuu-setumeisiryou.pdf>

ふん

しょくば

こうせいろどうしょう さくせい

- ◎ **5分でできる職場のストレスチェック(厚生労働省作成)**

<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

点検してみましょう

- 施設の理念はしっかりと職員に共有されていますか？
- 利用者への言葉遣いは適切ですか？
- 子ども扱いはしていませんか？
- 利用者のマイナス面や問題行動ばかりに目がいていませんか？
- 利用者の「自己決定」を言い訳に使っていませんか？
- 「見守り」を「見張り」と勘違いしていませんか？
- トラブルがあった時の連絡体制や責任者は明確ですか？
- 利用者の訴えにきちんと耳を傾けていますか？
- 家族や外部の人がいつでも気軽に出入りできますか？
- 障がい重いから少々不適切な対応は仕方がないと思っていないませんか？
- ヒヤリ・ハットについて、原因の検証はされていますか？

<平成27年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修より>